

住居確保給付金求職活動・資産要件について

令和3年1月から以下の求職活動を行うことが受給中の要件となります。

1)新規・延長・再延長中(1か月目～9か月目)の受給者の求職活動要件

(離職、廃業の方)

- ① 公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)への求職申込(未登録の方は登録が必要です)
- ② 常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③ 月に1回以上の自立相談支援機関(いたばし生活仕事サポートセンター、以下「いたサポ」という)との面談等※(改・参考様式9 求職活動等状況報告書)
- ④ 月に2回のハローワークにおける職業相談等の実施(参考様式6 職業相談確認票)
- ⑤ 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施(参考様式7 常用就職活動状況報告書)

(休業等、減収の方)

- ① 月に1回以上の自立相談支援機関(いたサポ)との面談等※(改・参考様式9 求職活動状況報告書)

2)再々延長中(10～12か月目)の受給者の求職活動要件

(全ての受給者)

- ① ハローワークへの求職申込(未登録の方は登録が必要です)
- ② 常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③ 月に1回以上の自立相談支援機関(いたサポ)との面談等※(改・参考様式9 求職活動状況報告書)
- ④ 月に2回のハローワークにおける職業相談等の実施(参考様式6 職業相談確認票)
- ⑤ 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施(参考様式7 常用就職活動状況報告書)

※面談の代わりに、毎月末に改・参考様式9 求職活動等状況報告書、参考様式6 職業相談確認票、参考様式7 常用就職活動状況報告書の郵送による報告も可能。(これらの書類は住居確保給付金決定通知書に同封します。)

2. 再々延長(10～12か月目)申請時における資産要件の変更

再々延長を申請する方の資産要件については、(再々延長の)申請日の属する月における申請者及び同一世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、収入基準額に3を乗じた額(当該額が50万円を超える場合は50万円)以下であることとなります。

- (例) 単身者 $8.4万円 \times 3 = 25.2万円$
2人世帯 $13万円 \times 3 = 39万円$
3人世帯 $17.2万円 \times 3 \Rightarrow 50万円$

いたばし生活仕事サポートセンター

TEL03-6912-4591